

事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項の具体化・明確化

【背景】(ガイドライン改正の必要性)

事業者による通報処理の仕組み(内部通報制度)の整備を支援・促進するための、具体的なガイドライン等の必要性が指摘されている。

【参考】調査・有識者ヒアリング等における指摘

- ・事業者が内部通報制度を導入していない理由として「どのような制度なのか分からない」(41.3%)、「どのように導入して良いかわからない」(30.7%)の割合が高い。また、制度の導入検討に必要な情報として「制度の設置・運営に関するマニュアル」をあげる割合が高い(57.3%)。(実態調査 p19)
- ・「内部通報制度に関するマニュアル等の周知・提供のあり方について、アクセス・入手のしやすさや掲載内容、使い勝手等を利用者の目線で検証し、見直しを検討されたい。」(平成25年7月23日消費者委員会意見)
- ・「何をやっていいのかわよく分からない会社も多いだろうから、(中略)ガイダンスがあれば、彼らを後押しすることになる。既に取り組んでいる良い会社のものを取り出してきて、ガイダンスを作ったらどうかということなので、既にやっているところについては、それほどの負担はなく、逆に遅れているところは、どうやったらいいのかわかということ、そこから学んでもらえれば。」(ヒアリング p36・No.165)
- ・会社が良い内部通報制度を持つということが大事。そのためには経営者のコミットメントが不可欠。企業価値を高めるうえでこの内部通報制度は重要だが、そういうことを経営者が心底理解することが大事。経営者が、快く受け入れられるような分かりやすく具体的なガイドラインが大事。(第1回検討会¹)における指摘)
- ・実際処理体制をどういうふうに整備するのか、ガイドラインを具体的に作ったほうがいい。ガイドラインも既にあるようだが、どのような制度を作らなければいけないのか、そしてその処理体制をどのように行うのか、これを具体的に作って企業等がそれを参照すれば、自分の制度がすぐできるというようなガイドラインを作ったほうがいい。(第1回検討会における指摘)

【現状】

通報を事業者内において適切に処理するための指針として、民間事業者向けガイドライン²を公表しているが、取り組むべき事項の概要・骨子を示したもの。

【有識者ヒアリング結果等から示唆される方向性】

ガイドラインの改正や、ガイドラインを基に事業者が自主的に取り組むことが推奨される事項を具体化・明確化したガイドライン細則(チェックリスト)等を策定し、事業者の自主的な取組を支援することとしてはどうか。

1 「検討会」は、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」(平成27年6月～消費者庁)を指す。以下同じ。

2 「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」(平成17年7月19日内閣府国民生活局)

【具体的な取組の方向性】

事業者の自主的な取組を支援・促進し、通報者が安心して通報することができる環境を整備するため、特に以下の3つの視点から既存のガイドライン項目の具体化・明確化、新たに盛り込むべき項目等について検討を行ってはどうか。

(1) 通報者の視点 (安心して通報ができる環境の整備促進)

内部通報制度は、従業員等が発する組織内部の問題に係る警鐘を早期に把握することで、コンプライアンス経営の推進を図るもの。制度の実効性を高めるため、通報者がより安心して通報が出来る環境の整備を促していくことが必要ではないか。

(主なポイント)

- ① 通報者の匿名性の確保、個人情報保護の徹底
- ② 解雇、不利益取扱いの禁止の徹底
- ③ 社内リネンシー制度の導入 (※)
- ④ 通報の促進 (※)
- ⑤ 通報者、通報対象事実の範囲の拡大
- ⑥ 通報者への是正結果等の通知
- ⑦ 外部窓口等の活用
- ⑧ 利益相反関係の排除

(2) 経営者の視点 (経営幹部の主導による充実した内部通報制度の整備促進)

従業員等が発する警鐘を受け止め、調査・是正を適切に行い、コンプライアンス経営を推進するためには、経営幹部のコミットメント・リーダーシップが不可欠。制度の実効性を高めるため、経営幹部の主導による、より充実した内部通報制度の整備・運用を促していくことが必要ではないか。

(主なポイント)

- ⑨ 経営幹部を責任者とする通報処理の仕組みの整備
- ⑩ 社内への制度の周知、研修
- ⑪ 内部通報制度の評価・改善

(3) 中小企業の視点 (中小企業における取組促進)

中小企業においては、現状、内部通報制度の導入が進んでいないが(導入割合：約40%(平成24年度))、コンプライアンス経営推進の観点から、通報処理の仕組みの整備は原則として必要であることを前提に、企業規模に応じた適切な仕組みの整備を促進・支援していくことが必要ではないか。

(主なポイント)

- ⑫ 中小企業の取組の促進

注1： (※) の付いた項目は、現行のガイドラインには明示的な規定のない項目。

注2： 各ポイントに関連する有識者ヒアリング結果や内部規程例などは、[参考2-1](#)参照。